

事 務 連 絡
令和元年 9 月 30 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
労 働 部

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改訂については、令和元年 8 月から 9 月の間に改定公示の全てが行われ、令和元年 10 月 1 日から順次発効され、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

今般、厚生労働省労働基準局長より、改定最低賃金額及び発効日の周知依頼、また、厚生労働省労働基準局より、最低賃金の引上げに向けた中小企業事業主への生産性向上のための支援の一環として、「業務改善助成金」活用の周知依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様への周知下さいますようお願い申し上げます。

【 厚生労働省 HP 】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

以 上

担当：労働部 又木